

技術提案書の提出者を選定するための評価基準

●配置予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点					
			管理技術者	担当技術者 (※注3)	照査技術者	小計	合計	
配置予定技術者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術者資格 ①技術士[総合技術監理部門（建設-都市及び地方計画）] ①技術士[建設部門（都市及び地方計画）] ②RCCM[都市計画及び地方計画] ③上記①②以外	①3 ②1 ③非特定	①2 ②1 ③0	①1 ②0.5 ③非特定	6	30	
		専門技術力 業務執行技術力①	平成14年度以降公告日までに完了した関連業務の実績を、次のとおり評価する。 （照査技術者としての実績は評価しない。） ①関連業務A～C、全ての実績がある ②関連業務AとB、2つの実績がある ③関連業務Aのみ実績がある ④上記①～③以外	①6 ②4 ③2 ④非特定	①3 ②2 ③1 ④0	/		9
		情報収集力 地域精通度	平成14年度以降公告日までに完了した関連業務の実績の有無について、次のとおり評価する。 （照査技術者としての実績は評価しない。） ①県内における関連業務の実績がある ②上記①以外	①1 ②0	①0.5 ②0	/		1.5
	専門技術力 企業の業務執行技術力	平成21年度から平成22年度までに完了した奈良県医療政策部又は土木部発注の土木関係建設コンサルタント業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する（※注1）（※注2）。 ①65点以上 (業務成績評定点の平均値-65) × 0.2 ②60点以上65点未満 (業務成績評定点の平均値-65) × 0.4 ③60点未満 -3	Max 7		7			
	成績・表彰	専門技術力 業務執行技術力②	近畿地方整備局発注の平成18年度以降から公告日までに完了した業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰の経験について、次のとおり評価する。 （照査技術者としての実績は評価しない。） ①局長表彰の実績あり ②事務所長表彰の実績あり ③上記①②以外	①2 ②1 ③0	①1 ②0.5 ③0	/		3
		専任制 手持ち業務量	本業務の公告時点における手持ち業務量について、次のとおり評価する。 （特定後未契約の分を含む。ただし、照査技術者として従事するものは含まない。） ①手持ち業務の契約金額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②上記以外	①2 ②0	①1.5 ②0	/		3.5

※注1：平成21年度から平成22年度までに完了した100万円以上の奈良県発注業務の業務実績がない場合は、65点として評価は0点とします。

※注2：評価対象となる委託業務等成績評定点は[調査、計画業務]・[概略、予備設計業務]・[詳細設計業務]・[工事管理業務]・[積算技術業務]（[測量作業、地質調査、単純調査等業務]を除く。）とします。

※注3：担当技術者を複数もうける場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出します。

技術提案書を特定するための評価基準

●配置予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点 判断基準		技術点				
			管理技術者	担当技術者 (※注3)	照査技術者	小計	合計
配置予定技術者（企業） の経験及び能力	資格要件	技術者資格 ①技術士[総合技術監理部門（建設-都市及び地方計画）] ①技術士[建設部門（都市及び地方計画）] ②RCCM[都市計画及び地方計画] ③上記①②以外	①3 ②1 ③非特定	①2 ②1 ③0	①1 ②0.5 ③非特定	6	30
	資格・実績等	専門技術力 平成14年度以降公告日までに完了した関連業務の実績を、次のとおり評価する。 （照査技術者としての実績は評価しない。） ①関連業務A～C、全ての実績がある ②関連業務AとB、2つの実績がある ③関連業務Aのみ実績がある ④上記①～③以外	①6 ②4 ③2 ④非特定	①3 ②2 ③1 ④0	/	9	
	情報収集力	地域精通度 平成14年度以降公告日までに完了した関連業務の実績の有無について、次のとおり評価する。 （照査技術者としての実績は評価しない。） ①県内における関連業務の実績がある ②上記①以外	①1 ②0	①0.5 ②0	/	1.5	
	専門技術力	企業の業務執行技術 平成21年度から平成22年度までに完了した奈良県医療政策部又は土木部発注の土木関係建設コンサルタント業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する（※注1）（※注2）。 ①65点以上 (業務成績評定点の平均値-65) × 0.2 ②60点以上65点未満 (業務成績評定点の平均値-65) × 0.4 ③60点未満 -3	Max 7		7		
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術 近畿地方整備局発注の平成18年度以降から公告日までに完了した業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰の経験について、次のとおり評価する。 （照査技術者としての実績は評価しない。） ①局長表彰の実績あり ②事務所長表彰の実績あり ③上記①②以外	①2 ②1 ③0	①1 ②0.5 ③0	/	3	
	専任制	手持ち業務量 本業務の公告時点における手持ち業務量について、次のとおり評価する。 （特定後未契約の分を含む。ただし、照査技術者として従事するものは含まない。） ①手持ち業務の契約金額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②上記以外	①2 ②0	①1.5 ②0	/	3.5	

※注1：平成21年度から平成22年度までに完了した100万円以上の奈良県発注業務の業務実績がない場合は、65点として評価は0点とします。  
 ※注2：評価対象となる委託業務等成績評定点は[調査、計画業務]・[概略、予備設計業務]・[詳細設計業務]・[工事管理業務]・[積算技術業務]（[測量作業、地質調査、単純調査等業務]を除く。）とします。  
 ※注3：担当技術者を複数もつ場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出します。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		評価点	小計	合計
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	(※注4)	2	10
	実施手順	実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		2	
		工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		2	
	その他	実施体制が充実している場合に優位に評価する。		4	

●評価テーマ

評価項目	評価テーマ	評価の着目点	判断基準	技術点		
				評価点	小計	合計
評価テーマに関する技術提案	【評価テーマ①】 『支援や介護を必要とする高齢者を増やさないための確かな心身を育む取り組みについて』  ただし、以下の観点を踏まえること。 ①周辺地域を含めた施策展開 ②事業は民間活力を導入する ③県の財政縮減効果を図る	的確性	周辺地域の地域特性を的確に踏まえた提案となっている場合に優位に評価する。	(※注4)	12	60
		実現性	提案内容の実現可能性について、事例などが明示され、説得力がある場合に優位に評価する。		18	
	【評価テーマ②】 『まちづくり構想を行政、地元住民等と協働で策定するための進め方について』  ただし、以下の観点を踏まえること。 ①基礎自治体との連携や役割分担	的確性	観点を的確に踏まえた提案となっている場合に優位に評価する。	(※注4)	12	
		有効性	提案内容を裏付ける実績などが明示され、説得力がある場合に優位に評価する。		18	

※注4：評価点は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出します。

合 計	100
-----	-----